

町県民税・所得税の申告はお早めに！

申告期間

2月17日(月)～3月17日(月)

所得税の確定申告、町県民税の申告が2月17日(月)から始まります。

次ページの申告相談の日程表を参考に、該当する人は忘れずに申告をお願いします。申告を忘れずと、所得証明書が発行できなかったり、国民健康保険税の軽減が受けられなくなったりすることがあります。特に、今年は消費税増税による臨時福祉給付金の支給が予定されているので、収入がなくても申告するようお願いします。

確定申告書は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用して作成できます。また、郵送や電子申告(e-Tax)で提出することもできますので、ご利用ください。

確定申告が必要な人

- ・1か所からの給与収入以外に年金・事業・不動産など20万円を超える所得がある人
- ・給与収入が2,000万円を超える人
- ・アルバイトなど2か所以上からの給与収入があり、年末調整をしなかった給与の収入金額と、事業・不動産などの所得との合計額が20万円を超える人
- ・公的年金などの収入以外にアルバイトや事業・不動産など20万円を超える所得がある人
- ・各種の所得の合計額が扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える人
- ・給与所得者や公的年金受給者の源泉徴収票に記載されている扶養控除や配偶者控除などを修正する人

申告をすると税金が戻る人

- ・申告をすれば、納め過ぎた所得税が戻ることがあります。
- ・平成25年途中で退職し、再就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- ・給与所得者・年金所得者で、医療費控除や生命保険料控除などを受けられる人
- ・給与所得者で、年末調整を受けていない扶養控除などの所得控除がある人
- ・住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・増改築などをした人

公的年金を受給されている人

国民年金や厚生年金などの公的年金収入は、「雑所得」の対象となります。「公的年金等の源泉徴収票」で源泉徴収税額の記載がある人は、確定申告で配偶者控除や医療費控除などの控除を受け所得税の清算をすることになります。



町県民税の申告が必要な人

- ・平成26年1月1日現在、越前町に住所がある次の人は、町県民税の申告が必要です。
- ・給与収入のある人で、勤務先から越前町に給与支払報告書が提出されていない人
- ・給与収入や公的年金などの収入以外にアルバイトや事業、不動産など20万円以下の所得がある人
- ・公的年金などの収入のある人で、寡婦(夫)控除などを受ける人
- ・アルバイトや事業、不動産など20万円以下の所得がある人
- ・収入がなく、所得税の扶養親族控除の対象にもなっていない人

国民健康保険税の申告が必要な人

国民健康保険に加入している人で、同居の家族の税の扶養になっていない人は、平成25年中に収入がなくても必ず申告をしてください。

※所得金額が一定以下の場合、国民健康保険税が軽減されます。ただし、所得の申告をしないでと軽減の対象外となります。

申告に必要なもの

- ①印鑑(シャチハタ印以外)
- ②給与・年金などの源泉徴収票の原本
- ③各種保険料の支払証明書(生命保険料・地震保険料・国民年金保険料)
- ④医療費控除を受ける人は医療費の領収書・寄附金控除を受ける人は寄附金の受領書
- ⑤障害者控除を受ける人は障害者手帳などの証明書
- ⑥還付を受ける人は本人名義の金融機関の通帳
- ⑦新規に口座振替納税を希望される人は、本人名義の通帳とその届出印



申告相談の日程表

《還付申告》

日 時	場 所	対象地区
2月3日(月)～3月17日(月) (土、日曜日・祝日を除く)	越前町役場	全地区

《町県民税申告・確定申告》

日 時	場 所	対象地区
2月17日(月)～3月17日(月) (土、日曜日を除く)	越前町役場	全地区
2月17日(月)～18日(火)	宮崎コミュニティセンター	宮崎地区
2月24日(月)～25日(火)	織田コミュニティセンター	織田地区
3月3日(月)～4日(火)	越前コミュニティセンター	越前地区

申告のお願い

申告期間中は、申告会場が大変混雑します。スムーズに申告を済ませるためにも、申告前の準備や自分で出来るだけ申告書を記入し、必要な書類を必ず持参してください。

- ・農業所得や事業所得などの申告をされる人は、収支内訳書の記入
 - ・医療費控除を申告される人は、医療機関別、受診した人ごとに整理・集計
- 青色申告や土地・株式の譲渡所得、山林所得などがある人は税務署で申告してください。

納税のお知らせ	固定資産税	第4期
	国民健康保険税	第8期
	納期限	2月28日(金)

問合せ先 税務課 ☎34-8709